

平成25年11月  
警察庁交通局

「道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成25年9月20日から同年10月19日までの間、「道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行ったところ、1件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

#### 1 意見を募集した命令等の題名

- (1) 道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第310号）
- (2) 道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成25年内閣府令第72号）

#### 2 命令等の案を公示した日

平成25年9月20日

#### 3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、要約をした上で掲載しています。（頂いた御意見については、要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

#### 4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 1件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	1件
電子メール	0件
F A X	0件
郵送	0件

「道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案関係

(1) 自己を運送するよう要求・依頼して、無免許運転が行われている自動車等に同乗する行為を禁止する規定の対象とならない自動車を定めることについて

この項目に対して、

代行運転自動車の場合、道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号。以下「改正法」という。）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第64条第2項に規定する自動車を提供する行為に該当するため、同条第3項の同乗する行為を禁止する規定の対象とならない自動車として規定する意味がないのではないかと

との御意見がありました。

改正法により、自己を運送するよう要求・依頼して、無免許運転が行われている自動車等に同乗する行為を禁止することとした趣旨は、このような行為が、運転者の無免許運転の意思を強固にして、無免許運転を助長するものであること等によるものであり、無免許運転幫助行為の中でも、特に悪質な行為と評価できるものであることから、このような行為について特に禁止し、罰則をもって抑圧しようとしたものです。

今回の政令案により、この無免許運転同乗行為の対象となる自動車の範囲が定められることとなりますが、例えば、バスやタクシー、代行運転自動車の運転者が、客を乗せて自動車を運転する場合については、これらの運転者は業務として自動車を運転するものであり、乗客が同乗することで無免許運転についての意思が強められるとは考えられないこと等から、法令上、これらの自動車を無免許運転同乗行為の対象とならない自動車として規定することが適当であると考えております。

なお、御意見のとおり、無免許運転を行うおそれのある運転者に対し、自らの自動車を提供して代行運転役務を受ける場合（代行運転自動車の場合）は、改正法による改正後の道路交通法第64条第2項に規定する自動車を提供する行為に該当し得るものと考えられますが、今回の政令案は、無免許運転同乗行為という罪の性質を踏まえ、無免許運転同乗行為の対象となる自動車の範囲を明らかにするものであり、改正法による改正後の道路交通法第64条第2項違反に該当し得ることをもって、規定する必要がないとはいえないと考えています。

(2) 無免許運転に付する基礎点数を引き上げることについて

この項目に対する御意見はありませんでした。

(3) 外国運転免許証制度の対象となる国としてスロベニア共和国及びモナコ公国を加え、イタリア共和国を除くことについて

この項目に対する御意見はありませんでした。

2 道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案  
関係

道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案に対する御意見はありませんでした。